

(別紙)

「肥料取締法に基づく告示の一部改正に伴う措置等について」(昭和60年1月21日付け60農蚕第54号農林水産省農蚕園芸局長通知)一部改正新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改正後	現行
<p>(略) 記 1 (略) 2. 特殊肥料の表示について 特殊肥料(堆肥、及び動物の排せつ物を除く。)については、従来から、農林水産大臣が指定した特殊肥料の指定名、正味重量等を表示するよう指導してきたところであるが、今後は、包装又は容器の在庫状況を勘案して、別記様式による表示を行うよう生産業者、輸入業者及び販売業者を指導することとする。 3～5 (略) (別記様式) (イ)生産業者又は生産された肥料の販売業者が表示する場合 (略)  (ロ) 輸入業者又は輸入された肥料の販売業者が表示する場合 (略) 備考 1. (イ)の備考は、輸入業者又は輸入された肥料の販売業者が表示する場合について準用する。この場合において、(イ)の備考第3号及び第4号中「生産」とあるのは「輸入」と読み替えるものとする。 2. 「<u>輸入肥料の原産国表示について</u>」(平成元年7月10日付け元農蚕第4422号農蚕園芸局長通知)に基づき表示の下部等に原産国(原産地)を表示している場合にあっては、「<u>届出を受理した都道府県</u>」の欄に複数の都道府県名を併記できる。</p>	<p>(略) 記 1 (略) 2. 特殊肥料の表示について 特殊肥料(たい肥、及び動物の排せつ物を除く。)については、従来から、農林水産大臣が指定した特殊肥料の指定名、正味重量等を表示するよう指導してきたところであるが、今後は、包装又は容器の在庫状況を勘案して、別記様式による表示を行うよう生産業者、輸入業者及び販売業者を指導することとする。 3～5 (略) (別記様式) (イ)生産業者又は生産された肥料の販売業者が表示する場合 (略)  (ロ) 輸入業者又は輸入された肥料の販売業者が表示する場合 (略) 備考 (イ)の備考は、輸入業者又は輸入された肥料の販売業者が表示する場合について準用する。この場合において、(イ)の備考第3号及び第4号中「生産」とあるのは「輸入」と読み替えるものとする。</p>